

マンション管理士 吉田総合事務所通信

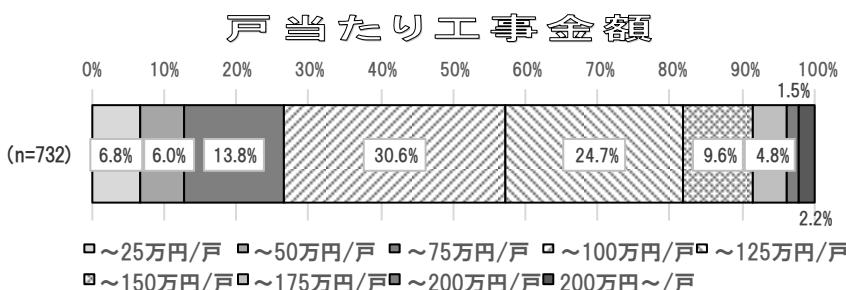
2018年(平成30年)5月25日  
第00060号(隔月発行)

編集／発行者：吉田総合事務所

住所：柏市豊四季255-5-509

電話：04-7100-2025

URL: www.mangkan-buiikan.com



国土交通省は5月11日、「マンション大規組合の利益と相反する立場に立つ「不適切コントロール」の監理業務を受託する設計コンサル業者を対象に、監理業務内容別・工事金額別にみた業務時間ならびに料金を公表する。この結果、工工会社から提出される見積もり内容と調査結果が発注などへの活用が期待できる」としている。

調査は昨年5月から7月にかけて実施。大規模修繕の工事内訳や設計コンサル業務従事者の業務量などについて尋ねている。直近3年間に受注した大規模修繕に関する設計コンサル業務の実績がある企業23社にアンケートを郵送し、13社から94サンプル分の回答を得た(同)。 収率5・7%。

同省は「工事内訳に過剰な工事項目・仕様の設定などがないか」「戸当たり・床面積当たりの工事金額が割高となつていいなか」「設計コンサルの業務量、特に工事監理における業務量が著しく抑えられないのではないか」などといつた点を事前検討する際に有効だとしている。

コンサル業務量は、1回目以上では「100人×1時間」(200人×1時間)が最多の31・1%。工事回数で最も多くなり、「1時間」が33・3%で、2回目で最多だった「100人×1時間」は1回目に「4%」に減少している。

設計コンサル業務の内訳は、業務量のウエートから見ると「工事監理」が40・3%で最も多い。「設計」が31・8%、「調査・診断」が15・2%で続く。工事回数別にみても1回目2回目、3回目以上でトツップ3に違いはないなかつた。

結果を発表した。管理  
大規模修繕工事の設計、  
尋ねた。結果からはコン  
サルは「設計コンサルや施  
工により、適正な工事

戸当たり工事費  
一  
75万円  
100万円  
が30.6%  
大規模修繕で初の実態調査  
国土交通省

**設計コンサルの業務量も**

# 保管印鑑所持の座印回管保管

処分理由は①従前と同一条件の管理受託契約更新で全区分所有者に対する重要な事項書面の事前の未交付②従前と同一条件の管理受託契約更新で管理者等への重要事項書面の事前の未交付と未説明③保管口座の印鑑保管④管理者等への月次の会計収支書面で事実と異なる記載⑤管理者等への管理事務報告で管理受託契約の内容の未報告と会計収支の事実と異なる報告⑥管理業務主任

国土交通省は3月30日、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の施行規則を改正した。同法に基づく敷地売却制度を活用した、団地型マンションの再生の円滑化を促進する目的で、一団地内にある要除却認定マンションと敷地を一括して全部買い受けようとする場合、買い受け人に対し買い受け計画の認定申請

請時に他棟の申請予定時期を記載するにう、定めている。施行規則の改正に伴い、基本方針(告示)と「耐震性不足のマンションに係るガイドライン」も直した。棟間での手続きの同時一体性や区分所有者の平衡性を担保するため、其本方針では▽全棟がマンション敷地売却組合を設立(設立時

期は同一とする)し、  
交互通連携する▽分  
配金取得計画の権利  
消滅期日を同日とす  
る▽買い受け人は単  
独、または共同で申  
請する一ことなどを  
明記。ガイドライン  
では▽計画段階まで  
は団地全体で合意形  
成や事業の具体化を  
進める▽要除却認定  
申請段階で全棟の壟  
却を前提とした手續  
きを行う旨団地全体  
で確認しておくべきだ

どの内容を新たに盛り込んだ。  
マニション標準管理規約（団地型）・コメントも同日改正し、団地修繕積立金の使途に関する規定などを見直しを行つた。28条には敷地売却組合設立認可までに、敷地売却に係る計画などに必要な場合には、団地修繕積立金を取り崩して経費に充当でき

同制度は土地などを共有する全棟の耐震性が不足する場合に、各棟で5分の4の敷地売却決議を行うことで、団地全体のマンションとその敷地を買い受け人に売却できる仕組みとなつている。(マンション管理新聞 106号)

方整備局は3月16日、大林ファシリティーズ（本社東京、三浦良介社長）に対してマンション管理適正化法に基づく業務停止と指示処分を行った、と発表した。業務停止期間は3月30日から4月28日まで。新規契約の締結等が禁止される。処分理由は①従前と同一条件の管理受託契約更新で全く分

者の元社員による管理費等の着服。  
業務停止は③⑤を合計37日だが、  
同整備局によれば、  
事案を総合的に勘案

して⑤は軽減措置が取られ、指示処分になつていて、  
同社によれば、違  
反行為は全て同じマ  
ンションで起きた。  
社内調査で元社員の

着服が分かり、その後①～⑤の違反も登場した。元社員は着服を認めていた。同整備局には報告し、違反は是正されていない。他の受託物件でい

# 見直し能に交省

**3月30日から  
4月28日まで**

# 元社員が着服

# 國交省近畿整備局

**編集後記：**マンション管理組合の運営は、管理組合（理事会）が決して他人任せにせず、主体性を持って取組むことが大切です。日常の管理業務は管理会社に委託しても、委託内容・管理仕様、大規模修繕工事、長期修繕計画等は管理組合の大きな資金を必要とすることから、管理組合自身が経営的な感覚を持って判断・取組むことが求められています。管理組合の役員の方々の多くは仕事を持っていることから、これに費やす時間は難しいのが現実ですが、組合運営の方針・意思決定は自ら（主体的）にするようにしてください。セカンドオピニオンとして外部の専門家の活用することで、効率的、合理的、公平な組合運営の近道ともなります。（吉田）